

事務連絡  
令和2年5月5日

各指定管理者の長 様  
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部  
まちづくり局公園緑地課長

## 県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

昨日開催された第15回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、5月7日以降、下記のとおりご対応をお願いします。

なお、5月6日までの間については、4月24日付けの事務連絡のとおり引続き対応をお願いします。

### 記

#### 1 対象期間

5月31日（日）まで

#### 2 施設

##### (1) 屋内施設、運動施設及び遊具

閉鎖する。ただし、公園そのものは開園する。

##### (2) レストラン・売店等

営業を自粛する。

#### 3 イベント等

##### (1) 県及び指定管理者が主催するイベント等

中止又は延期する。

##### (2) 上記(1)以外の者が主催するイベント等

許可を行わない。

#### 4 その他

##### (1) 露店等（移動販売含む）

許可申請を受け付けない（5月31日以降の許可分を含む）。

##### (2) まん延防止措置

「新型コロナウイルス感染症（COVID（コビッド19）の対策の徹底について」（令和2年4月23日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）も踏まえ、利用者への手洗いの推奨、密を避けた利用等の感染症対策に係る周知等をはじめ、まん延防止のための措置を徹底する。